

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q401

登録義務 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理戸数が一定規模以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業の登録が必要である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法では、一定規模以上の事業者に登録制度を設けている。

要点：一定規模以上の賃貸住宅管理業者には登録が義務付けられる。

Q402

登録義務 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅を200戸以上管理していても、管理業者登録は任意であり法的義務はない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法では、一定規模以上の事業者に登録制度を設けている。

要点：一定規模以上の賃貸住宅管理業者には登録が義務付けられる。

Q403

登録義務 / 4択

次のうち、「登録義務」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理戸数が一定規模以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業の登録が必要である。
2. 賃貸住宅管理業の登録は一度受ければ永久に有効である。
3. 賃貸住宅管理業者は、本店に1人だけ担当がいれば、全国すべての営業所で業務管理者の設置は不要である。
4. 賃貸住宅を200戸以上管理していても、管理業者登録は任意であり法的義務はない。

答え・解説

正答：1. 賃貸住宅管理戸数が一定規模以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業の登録が必要である。

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法では、一定規模以上の事業者に登録制度を設けている。

要点：一定規模以上の賃貸住宅管理業者には登録が義務付けられる。

Q404

登録義務 / 4択

次のうち、「登録義務」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅を200戸以上管理していても、管理業者登録は任意であり法的義務はない。
2. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結する前に、重要事項について説明し書面を交付する必要がある。
3. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに業務管理者を置く必要がある。
4. 賃貸住宅管理業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。

答え・解説

正答：1. 賃貸住宅を200戸以上管理していても、管理業者登録は任意であり法的義務はない。

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法では、一定規模以上の事業者に登録制度を設けている。

要点：一定規模以上の賃貸住宅管理業者には登録が義務付けられる。

Q405

登録更新 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：登録制度では、一定期間ごとに更新を求めることで適正性を確認する。

要点：登録は5年ごとの更新が必要である。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q406

登録更新 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業の登録は一度受ければ永久に有効である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：登録制度では、一定期間ごとに更新を求めることで適正性を確認する。

要点：登録は5年ごとの更新が必要である。

Q407

登録更新 / 4択

次のうち、「登録更新」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業の登録は一度受ければ永久に有効である。
2. 賃貸住宅管理業者は、本店に1人だけ担当がいれば、全国すべての営業所で業務管理者の設置は不要である。
3. 賃貸住宅管理業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。
4. 管理受託契約はオーナーとの契約なので、法律上の説明義務は存在しない。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。

超簡単な解説：登録制度では、一定期間ごとに更新を求めることで適正性を確認する。

要点：登録は5年ごとの更新が必要である。

Q408

登録更新 / 4択

次のうち、「登録更新」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結する前に、重要事項について説明し書面を交付する必要がある。
2. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに業務管理者を置く必要がある。
3. 管理受託契約を締結したときは、契約内容を記載した書面を相手方へ交付する必要がある。
4. 賃貸住宅管理業の登録は一度受ければ永久に有効である。

答え・解説

正答：4. 賃貸住宅管理業の登録は一度受ければ永久に有効である。

超簡単な解説：登録制度では、一定期間ごとに更新を求めることで適正性を確認する。

要点：登録は5年ごとの更新が必要である。

Q409

業務管理者 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに業務管理者を置く必要がある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：業務管理者は、管理業務の適正実施を確保するための重要な制度である。

要点：営業所・事務所ごとの業務管理者設置が重要である。

Q410

業務管理者 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、本店に1人だけ担当がいれば、全国すべての営業所で業務管理者の設置は不要である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：業務管理者は、管理業務の適正実施を確保するための重要な制度である。

要点：営業所・事務所ごとの業務管理者設置が重要である。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q411

業務管理者 / 4択

次のうち、「業務管理者」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 管理受託契約はオーナーとの契約なので、法律上の説明義務は存在しない。
2. 管理受託契約は口頭で合意すれば、契約内容を記載した書面は一切不要である。
3. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに業務管理者を置く必要がある。
4. 賃貸住宅管理業者は、本店に1人だけ担当がいれば、全国すべての営業所で業務管理者の設置は不要である。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに業務管理者を置く必要がある。

超簡単な解説：業務管理者は、管理業務の適正実施を確保するための重要な制度である。

要点：営業所・事務所ごとの業務管理者設置が重要である。

Q412

業務管理者 / 4択

次のうち、「業務管理者」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、受領する家賃、敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理しなければならない。
2. 賃貸住宅管理業者は、本店に1人だけ担当がいれば、全国すべての営業所で業務管理者の設置は不要である。
3. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結する前に、重要事項について説明し書面を交付する必要がある。
4. 管理受託契約を締結したときは、契約内容を記載した書面を相手方へ交付する必要がある。

答え・解説

正答：2. 賃貸住宅管理業者は、本店に1人だけ担当がいれば、全国すべての営業所で業務管理者の設置は不要である。

超簡単な解説：業務管理者は、管理業務の適正実施を確保するための重要な制度である。

要点：営業所・事務所ごとの業務管理者設置が重要である。

Q413

管理受託契約前説明 / ○×

次の記述は正しいか。

賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結する前に、重要事項について説明し書面を交付する必要がある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法は、オーナー保護のため契約前説明を求めている。

要点：管理受託契約締結前の重要事項説明が義務付けられる。

Q414

管理受託契約前説明 / ○×

次の記述は正しいか。

管理受託契約はオーナーとの契約なので、法律上の説明義務は存在しない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法は、オーナー保護のため契約前説明を求めている。

要点：管理受託契約締結前の重要事項説明が義務付けられる。

Q415

管理受託契約前説明 / 4択

次のうち、「管理受託契約前説明」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 管理受託契約は口頭で合意すれば、契約内容を記載した書面は一切不要である。
2. 管理受託契約はオーナーとの契約なので、法律上の説明義務は存在しない。
3. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結する前に、重要事項について説明し書面を交付する必要がある。
4. 賃貸住宅管理業者は、受領した敷金を自社の一般経費に自由に充てることができる。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結する前に、重要事項について説明し書面を交付する必要がある。

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法は、オーナー保護のため契約前説明を求めている。

要点：管理受託契約締結前の重要事項説明が義務付けられる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q416

管理受託契約前説明 / 4択

次のうち、「管理受託契約前説明」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、受領する家賃、敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理しなければならない。
2. 管理受託契約はオーナーとの契約なので、法律上の説明義務は存在しない。
3. 賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況等を定期的に賃貸人へ報告する必要がある。
4. 管理受託契約を締結したときは、契約内容を記載した書面を相手方へ交付する必要がある。

答え・解説

正答：2. 管理受託契約はオーナーとの契約なので、法律上の説明義務は存在しない。

超簡単な解説：賃貸住宅管理業法は、オーナー保護のため契約前説明を求めている。

要点：管理受託契約締結前の重要事項説明が義務付けられる。

Q417

締結時書面交付 / ○×

次の記述は正しいか。

管理受託契約を締結したときは、契約内容を記載した書面を相手方へ交付する必要がある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：契約内容を後から確認できるよう、締結時書面が求められる。

要点：管理受託契約締結時の書面交付が必要である。

Q418

締結時書面交付 / ○×

次の記述は正しいか。

管理受託契約は口頭で合意すれば、契約内容を記載した書面は一切不要である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：契約内容を後から確認できるよう、締結時書面が求められる。

要点：管理受託契約締結時の書面交付が必要である。

Q419

締結時書面交付 / 4択

次のうち、「締結時書面交付」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、受領した敷金を自社の一般経費に自由に充てることができる。
2. 賃貸住宅管理業者は、契約後にオーナーへ業務状況を報告する義務を一切負わない。
3. 管理受託契約は口頭で合意すれば、契約内容を記載した書面は一切不要である。
4. 管理受託契約を締結したときは、契約内容を記載した書面を相手方へ交付する必要がある。

答え・解説

正答：4. 管理受託契約を締結したときは、契約内容を記載した書面を相手方へ交付する必要がある。

超簡単な解説：契約内容を後から確認できるよう、締結時書面が求められる。

要点：管理受託契約締結時の書面交付が必要である。

Q420

締結時書面交付 / 4択

次のうち、「締結時書面交付」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、受領する家賃、敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理しなければならない。
2. 管理受託契約は口頭で合意すれば、契約内容を記載した書面は一切不要である。
3. 賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況等を定期的に賃貸人へ報告する必要がある。
4. 賃貸住宅管理業者は、自己の名義を他人に貸して賃貸住宅管理業を営ませてはならない。

答え・解説

正答：2. 管理受託契約は口頭で合意すれば、契約内容を記載した書面は一切不要である。

超簡単な解説：契約内容を後から確認できるよう、締結時書面が求められる。

要点：管理受託契約締結時の書面交付が必要である。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q421

財産の分別管理 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、受領する家賃、敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：分別管理は、倒産時や横領リスクから委託者等を守るために重要である。

要点：受領金銭を固有財産と分別する。

Q422

財産の分別管理 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、受領した敷金を自社の一般経費に自由に充てることができる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：分別管理は、倒産時や横領リスクから委託者等を守るために重要である。

要点：受領金銭を固有財産と分別する。

Q423

財産の分別管理 / 4択

次のうち、「財産の分別管理」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、受領した敷金を自社の一般経費に自由に充てることができる。
2. 登録を受けた業者は、手数料を取れば未登録業者へ自由に名義を貸せる。
3. 賃貸住宅管理業者は、受領する家賃、敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理しなければならない。
4. 賃貸住宅管理業者は、契約後にオーナーへ業務状況を報告する義務を一切負わない。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業者は、受領する家賃、敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

超簡単な解説：分別管理は、倒産時や横領リスクから委託者等を守るために重要である。

要点：受領金銭を固有財産と分別する。

Q424

財産の分別管理 / 4択

次のうち、「財産の分別管理」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況等を定期的に賃貸人へ報告する必要がある。
2. 賃貸住宅管理業者は、自己の名義を他人に貸して賃貸住宅管理業を営ませてはならない。
3. 特定賃貸借契約の勧誘では、家賃保証等について誤認させる誇大広告が禁止される。
4. 賃貸住宅管理業者は、受領した敷金を自社の一般経費に自由に充てることができる。

答え・解説

正答：4. 賃貸住宅管理業者は、受領した敷金を自社の一般経費に自由に充てることができる。

超簡単な解説：分別管理は、倒産時や横領リスクから委託者等を守るために重要である。

要点：受領金銭を固有財産と分別する。

Q425

定期報告 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況等を定期的に賃貸人へ報告する必要がある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：定期報告は、オーナーが管理状況を把握するための制度である。

要点：管理業務の実施状況を定期的に報告する。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q426

定期報告 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、契約後にオーナーへ業務状況を報告する義務を一切負わない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：定期報告は、オーナーが管理状況を把握するための制度である。

要点：管理業務の実施状況を定期的に報告する。

Q427

定期報告 / 4択

次のうち、「定期報告」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、契約後にオーナーへ業務状況を報告する義務を一切負わない。
2. サブリース広告では、将来の賃料減額リスクを隠しても「満室保証」と書けば問題ない。
3. 登録を受けた業者は、手数料を取れば未登録業者へ自由に名義を貸せる。
4. 賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況等を定期的に賃貸人へ報告する必要がある。

答え・解説

正答：4. 賃貸住宅管理業者は、管理業務の実施状況等を定期的に賃貸人へ報告する必要がある。

超簡単な解説：定期報告は、オーナーが管理状況を把握するための制度である。

要点：管理業務の実施状況を定期的に報告する。

Q428

定期報告 / 4択

次のうち、「定期報告」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、自己の名義を他人に貸して賃貸住宅管理業を営ませてはならない。
2. 特定賃貸借契約の勧誘では、家賃保証等について誤認させる誇大広告が禁止される。
3. 賃貸住宅管理業者は、契約後にオーナーへ業務状況を報告する義務を一切負わない。
4. 特定賃貸借契約の勧誘では、重要事項を告げず、又は事実と異なることを告げる行為が問題となる。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業者は、契約後にオーナーへ業務状況を報告する義務を一切負わない。

超簡単な解説：定期報告は、オーナーが管理状況を把握するための制度である。

要点：管理業務の実施状況を定期的に報告する。

Q429

名義貸し禁止 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、自己の名義を他人に貸して賃貸住宅管理業を営ませてはならない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：名義貸しは登録制度の実効性を失わせるため禁止される。

要点：登録名義を他人に使わせてはならない。

Q430

名義貸し禁止 / ○×

次の記述は正しいか。
登録を受けた業者は、手数料を取れば未登録業者へ自由に名義を貸せる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：名義貸しは登録制度の実効性を失わせるため禁止される。

要点：登録名義を他人に使わせてはならない。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q431

名義貸し禁止 / 4択

次のうち、「名義貸し禁止」について正しいものはどれか。

選択肢

1. サブリース広告では、将来の賃料減額リスクを隠しても「満室保証」と書けば問題ない。
2. 賃貸住宅管理業者は、自己の名義を他人に貸して賃貸住宅管理業を営ませてはならない。
3. サブリース契約では、相手が投資家なら重要なリスクを説明しなくてもよい。
4. 登録を受けた業者は、手数料を取れば未登録業者へ自由に名義を貸せる。

答え・解説

正答：2. 賃貸住宅管理業者は、自己の名義を他人に貸して賃貸住宅管理業を営ませてはならない。

超簡単な解説：名義貸しは登録制度の実効性を失わせるため禁止される。

要点：登録名義を他人に使わせてはならない。

Q432

名義貸し禁止 / 4択

次のうち、「名義貸し禁止」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 特定賃貸借契約の勧誘では、家賃保証等について誤認させる誇大広告が禁止される。
2. 賃貸住宅を借り上げ、第三者に転貸する事業に関する契約は、特定賃貸借契約として規制対象となり得る。
3. 特定賃貸借契約の勧誘では、重要事項を告げず、又は事実と異なることを告げる行為が問題となる。
4. 登録を受けた業者は、手数料を取れば未登録業者へ自由に名義を貸せる。

答え・解説

正答：4. 登録を受けた業者は、手数料を取れば未登録業者へ自由に名義を貸せる。

超簡単な解説：名義貸しは登録制度の実効性を失わせるため禁止される。

要点：登録名義を他人に使わせてはならない。

Q433

誇大広告禁止 / ○×

次の記述は正しいか。

特定賃貸借契約の勧誘では、家賃保証等について誤認させる誇大広告が禁止される。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：サブリースでは、オーナーが収益を誤認しない表示が重要である。

要点：サブリース等では誇大広告が問題となる。

Q434

誇大広告禁止 / ○×

次の記述は正しいか。

サブリース広告では、将来の賃料減額リスクを隠しても「満室保証」と書けば問題ない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：サブリースでは、オーナーが収益を誤認しない表示が重要である。

要点：サブリース等では誇大広告が問題となる。

Q435

誇大広告禁止 / 4択

次のうち、「誇大広告禁止」について正しいものはどれか。

選択肢

1. サブリースのマスターリース契約は、賃貸住宅管理業法の規制とは常に無関係である。
2. サブリース広告では、将来の賃料減額リスクを隠しても「満室保証」と書けば問題ない。
3. 特定賃貸借契約の勧誘では、家賃保証等について誤認させる誇大広告が禁止される。
4. サブリース契約では、相手が投資家なら重要なリスクを説明しなくてもよい。

答え・解説

正答：3. 特定賃貸借契約の勧誘では、家賃保証等について誤認させる誇大広告が禁止される。

超簡単な解説：サブリースでは、オーナーが収益を誤認しない表示が重要である。

要点：サブリース等では誇大広告が問題となる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q436

誇大広告禁止 / 4択

次のうち、「誇大広告禁止」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 特定賃貸借契約の勧誘では、重要事項を告げず、又は事実と異なることを告げる行為が問題となる。
2. 賃貸住宅を借り上げて転貸する事業者は、特定転貸事業者として規制対象となることがある。
3. 賃貸住宅を借り上げ、第三者に転貸する事業に関する契約は、特定賃貸借契約として規制対象となり得る。
4. サブリース広告では、将来の賃料減額リスクを隠しても「満室保証」と書けば問題ない。

答え・解説

正答：4. サブリース広告では、将来の賃料減額リスクを隠しても「満室保証」と書けば問題ない。

超簡単な解説：サブリースでは、オーナーが収益を誤認しない表示が重要である。

要点：サブリース等では誇大広告が問題となる。

Q437

不当勧誘禁止 / ○×

次の記述は正しいか。

特定賃貸借契約の勧誘では、重要事項を告げず、又は事実と異なることを告げる行為が問題となる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：不当勧誘規制は、オーナーが誤認して契約することを防ぐ趣旨である。

要点：判断に影響する重要事項の不告知等が問題となる。

Q438

不当勧誘禁止 / ○×

次の記述は正しいか。

サブリース契約では、相手が投資家なら重要なリスクを説明しなくてもよい。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：不当勧誘規制は、オーナーが誤認して契約することを防ぐ趣旨である。

要点：判断に影響する重要事項の不告知等が問題となる。

Q439

不当勧誘禁止 / 4択

次のうち、「不当勧誘禁止」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 転貸を事業として行っている、賃貸住宅管理業法上の規制対象になる余地はない。
2. サブリースのマスターリース契約は、賃貸住宅管理業法の規制とは常に無関係である。
3. サブリース契約では、相手が投資家なら重要なリスクを説明しなくてもよい。
4. 特定賃貸借契約の勧誘では、重要事項を告げず、又は事実と異なることを告げる行為が問題となる。

答え・解説

正答：4. 特定賃貸借契約の勧誘では、重要事項を告げず、又は事実と異なることを告げる行為が問題となる。

超簡単な解説：不当勧誘規制は、オーナーが誤認して契約することを防ぐ趣旨である。

要点：判断に影響する重要事項の不告知等が問題となる。

Q440

不当勧誘禁止 / 4択

次のうち、「不当勧誘禁止」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅を借り上げて転貸する事業者は、特定転貸事業者として規制対象となることがある。
2. サブリース契約では、相手が投資家なら重要なリスクを説明しなくてもよい。
3. 賃貸住宅管理者は、管理受託契約など業務に関する帳簿を備え、適切に記録する必要がある。
4. 賃貸住宅を借り上げ、第三者に転貸する事業に関する契約は、特定賃貸借契約として規制対象となり得る。

答え・解説

正答：2. サブリース契約では、相手が投資家なら重要なリスクを説明しなくてもよい。

超簡単な解説：不当勧誘規制は、オーナーが誤認して契約することを防ぐ趣旨である。

要点：判断に影響する重要事項の不告知等が問題となる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q441

特定賃貸借契約 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅を借り上げ、第三者に転貸する事業に関する契約は、特定賃貸借契約として規制対象となり得る。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：特定賃貸借契約では、勧誘・広告・契約前説明に関する規制が重要である。

要点：マスターリース契約は特定賃貸借契約に該当し得る。

Q442

特定賃貸借契約 / ○×

次の記述は正しいか。
サブリースのマスターリース契約は、賃貸住宅管理業法の規制とは常に無関係である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：特定賃貸借契約では、勧誘・広告・契約前説明に関する規制が重要である。

要点：マスターリース契約は特定賃貸借契約に該当し得る。

Q443

特定賃貸借契約 / 4択

次のうち、「特定賃貸借契約」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、契約書があれば帳簿や業務記録を一切作成しなくてよい。
2. 転貸を事業として行っている、賃貸住宅管理業法上の規制対象になる余地はない。
3. サブリースのマスターリース契約は、賃貸住宅管理業法の規制とは常に無関係である。
4. 賃貸住宅を借り上げ、第三者に転貸する事業に関する契約は、特定賃貸借契約として規制対象となり得る。

答え・解説

正答：4. 賃貸住宅を借り上げ、第三者に転貸する事業に関する契約は、特定賃貸借契約として規制対象となり得る。

超簡単な解説：特定賃貸借契約では、勧誘・広告・契約前説明に関する規制が重要である。

要点：マスターリース契約は特定賃貸借契約に該当し得る。

Q444

特定賃貸借契約 / 4択

次のうち、「特定賃貸借契約」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約など業務に関する帳簿を備え、適切に記録する必要がある。
2. サブリースのマスターリース契約は、賃貸住宅管理業法の規制とは常に無関係である。
3. 賃貸住宅を借り上げて転貸する事業者は、特定転貸事業者として規制対象となることがある。
4. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに一定の標識を掲げる必要がある。

答え・解説

正答：2. サブリースのマスターリース契約は、賃貸住宅管理業法の規制とは常に無関係である。

超簡単な解説：特定賃貸借契約では、勧誘・広告・契約前説明に関する規制が重要である。

要点：マスターリース契約は特定賃貸借契約に該当し得る。

Q445

特定転貸事業者 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅を借り上げて転貸する事業者は、特定転貸事業者として規制対象となることがある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：サブリース規制では、管理業者だけでなく特定転貸事業者の行為も問題となる。

要点：サブリース事業者は特定転貸事業者となり得る。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q446

特定転貸事業者 / ○×

次の記述は正しいか。
転貸を事業として行っている、賃貸住宅管理業法上の規制対象になる余地はない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：サブリース規制では、管理業者だけでなく特定転貸事業者の行為も問題となる。

要点：サブリース事業者は特定転貸事業者となり得る。

Q447

特定転貸事業者 / 4択

次のうち、「特定転貸事業者」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅を借り上げて転貸する事業者は、特定転貸事業者として規制対象となることがある。
2. 賃貸住宅管理業者は、登録番号等を利用者に示す必要は一切ない。
3. 転貸を事業として行っている、賃貸住宅管理業法上の規制対象になる余地はない。
4. 賃貸住宅管理業者は、契約書があれば帳簿や業務記録を一切作成しなくてよい。

答え・解説

正答：1. 賃貸住宅を借り上げて転貸する事業者は、特定転貸事業者として規制対象となることがある。

超簡単な解説：サブリース規制では、管理業者だけでなく特定転貸事業者の行為も問題となる。

要点：サブリース事業者は特定転貸事業者となり得る。

Q448

特定転貸事業者 / 4択

次のうち、「特定転貸事業者」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業法に違反した場合、業務停止や登録取消しなどの行政処分の対象となり得る。
2. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに一定の標識を掲げる必要がある。
3. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約など業務に関する帳簿を備え、適切に記録する必要がある。
4. 転貸を事業として行っている、賃貸住宅管理業法上の規制対象になる余地はない。

答え・解説

正答：4. 転貸を事業として行っている、賃貸住宅管理業法上の規制対象になる余地はない。

超簡単な解説：サブリース規制では、管理業者だけでなく特定転貸事業者の行為も問題となる。

要点：サブリース事業者は特定転貸事業者となり得る。

Q449

帳簿備付け / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、管理受託契約など業務に関する帳簿を備え、適切に記録する必要がある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：帳簿は行政監督や業務管理の基礎資料になる。

要点：業務に関する帳簿整備が求められる。

Q450

帳簿備付け / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者は、契約書があれば帳簿や業務記録を一切作成しなくてよい。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：帳簿は行政監督や業務管理の基礎資料になる。

要点：業務に関する帳簿整備が求められる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q451

帳簿備付け / 4択

次のうち、「帳簿備付け」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、契約書があれば帳簿や業務記録を一切作成しなくてよい。
2. 賃貸住宅管理業者は、登録番号等を利用者に示す必要は一切ない。
3. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約など業務に関する帳簿を備え、適切に記録する必要がある。
4. 賃貸住宅管理業法に違反しても、行政庁が処分を行う制度は存在しない。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約など業務に関する帳簿を備え、適切に記録する必要がある。

超簡単な解説：帳簿は行政監督や業務管理の基礎資料になる。

要点：業務に関する帳簿整備が求められる。

Q452

帳簿備付け / 4択

次のうち、「帳簿備付け」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、契約書があれば帳簿や業務記録を一切作成しなくてよい。
2. 賃貸住宅の入居者募集や賃貸借契約の媒介を行う場合、宅地建物取引業法上の規制が関係する。
3. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに一定の標識を掲げる必要がある。
4. 賃貸住宅管理業法に違反した場合、業務停止や登録取消しなどの行政処分の対象となり得る。

答え・解説

正答：1. 賃貸住宅管理業者は、契約書があれば帳簿や業務記録を一切作成しなくてよい。

超簡単な解説：帳簿は行政監督や業務管理の基礎資料になる。

要点：業務に関する帳簿整備が求められる。

Q453

標識掲示 / ○×

次の記述は正しいか。

賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに一定の標識を掲げる必要がある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：標識掲示は、利用者が登録業者であることを確認できるようにする制度である。

要点：登録業者であることを示す標識掲示が求められる。

Q454

標識掲示 / ○×

次の記述は正しいか。

賃貸住宅管理業者は、登録番号等を利用者に示す必要は一切ない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：標識掲示は、利用者が登録業者であることを確認できるようにする制度である。

要点：登録業者であることを示す標識掲示が求められる。

Q455

標識掲示 / 4択

次のうち、「標識掲示」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者は、登録番号等を利用者に示す必要は一切ない。
2. 賃貸住宅管理業者であれば、宅建業免許がなくても当然にすべての賃貸媒介を行える。
3. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに一定の標識を掲げる必要がある。
4. 賃貸住宅管理業法に違反しても、行政庁が処分を行う制度は存在しない。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに一定の標識を掲げる必要がある。

超簡単な解説：標識掲示は、利用者が登録業者であることを確認できるようにする制度である。

要点：登録業者であることを示す標識掲示が求められる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q456

標識掲示 / 4択

次のうち、「標識掲示」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業法に違反した場合、業務停止や登録取消などの行政処分の対象となり得る。
2. 賃貸住宅の入居者募集や賃貸借契約の媒介を行う場合、宅地建物取引業法上の規制が関係する。
3. 宅建業者が賃貸借を媒介する場合、宅建士による重要事項説明が必要となる。
4. 賃貸住宅管理業者は、登録番号等を利用者に示す必要は一切ない。

答え・解説

正答：4. 賃貸住宅管理業者は、登録番号等を利用者に示す必要は一切ない。

超簡単な解説：標識掲示は、利用者が登録業者であることを確認できるようにする制度である。

要点：登録業者であることを示す標識掲示が求められる。

Q457

監督処分 / ○×

次の記述は正しいか。

賃貸住宅管理業法に違反した場合、業務停止や登録取消などの行政処分の対象となり得る。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：登録制度は、違反業者に対する監督処分により実効性を持つ。

要点：違反時は行政処分の対象となり得る。

Q458

監督処分 / ○×

次の記述は正しいか。

賃貸住宅管理業法に違反しても、行政庁が処分を行う制度は存在しない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：登録制度は、違反業者に対する監督処分により実効性を持つ。

要点：違反時は行政処分の対象となり得る。

Q459

監督処分 / 4択

次のうち、「監督処分」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業者であれば、宅建業免許がなくても当然にすべての賃貸媒介を行える。
2. 賃貸住宅管理業法に違反しても、行政庁が処分を行う制度は存在しない。
3. 賃貸住宅管理業法に違反した場合、業務停止や登録取消などの行政処分の対象となり得る。
4. 賃貸借の媒介では、重要事項説明は管理担当者なら誰でもよく、宅建士は不要である。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅管理業法に違反した場合、業務停止や登録取消などの行政処分の対象となり得る。

超簡単な解説：登録制度は、違反業者に対する監督処分により実効性を持つ。

要点：違反時は行政処分の対象となり得る。

Q460

監督処分 / 4択

次のうち、「監督処分」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理業法に違反しても、行政庁が処分を行う制度は存在しない。
2. 賃貸住宅の入居者募集や賃貸借契約の媒介を行う場合、宅地建物取引業法上の規制が関係する。
3. 入居申込書や本人確認書類などを扱う場合、個人情報保護法に従った利用目的管理や安全管理が必要となる。
4. 宅建業者が賃貸借を媒介する場合、宅建士による重要事項説明が必要となる。

答え・解説

正答：1. 賃貸住宅管理業法に違反しても、行政庁が処分を行う制度は存在しない。

超簡単な解説：登録制度は、違反業者に対する監督処分により実効性を持つ。

要点：違反時は行政処分の対象となり得る。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q461

宅建業法との関係 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅の入居者募集や賃貸借契約の媒介を行う場合、宅地建物取引業法上の規制が関係する。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：管理業務と宅建業法上の媒介業務は、適用法令を区別して確認する必要がある。

要点：賃貸借の媒介には宅建業法が関係する。

Q462

宅建業法との関係 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅管理業者であれば、宅建業免許がなくても当然にすべての賃貸媒介を行える。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：管理業務と宅建業法上の媒介業務は、適用法令を区別して確認する必要がある。

要点：賃貸借の媒介には宅建業法が関係する。

Q463

宅建業法との関係 / 4択

次のうち、「宅建業法との関係」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 入居者の個人情報は管理会社の営業資産なので、本人の同意なく無制限に第三者提供できる。
2. 賃貸借の媒介では、重要事項説明は管理担当者なら誰でもよく、宅建士は不要である。
3. 賃貸住宅の入居者募集や賃貸借契約の媒介を行う場合、宅地建物取引業法上の規制が関係する。
4. 賃貸住宅管理業者であれば、宅建業免許がなくても当然にすべての賃貸媒介を行える。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅の入居者募集や賃貸借契約の媒介を行う場合、宅地建物取引業法上の規制が関係する。

超簡単な解説：管理業務と宅建業法上の媒介業務は、適用法令を区別して確認する必要がある。

要点：賃貸借の媒介には宅建業法が関係する。

Q464

宅建業法との関係 / 4択

次のうち、「宅建業法との関係」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 居住用賃貸借で消費者が借主となる場合、消費者契約法により不当条項が問題となることがある。
2. 賃貸住宅管理業者であれば、宅建業免許がなくても当然にすべての賃貸媒介を行える。
3. 宅建業者が賃貸借を媒介する場合、宅建士による重要事項説明が必要となる。
4. 入居申込書や本人確認書類などを扱う場合、個人情報保護法に従った利用目的管理や安全管理が必要となる。

答え・解説

正答：2. 賃貸住宅管理業者であれば、宅建業免許がなくても当然にすべての賃貸媒介を行える。

超簡単な解説：管理業務と宅建業法上の媒介業務は、適用法令を区別して確認する必要がある。

要点：賃貸借の媒介には宅建業法が関係する。

Q465

宅建士による重要事項説明 / ○×

次の記述は正しいか。
宅建業者が賃貸借を媒介する場合、宅建士による重要事項説明が必要となる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：宅建業法上の重要事項説明は、宅建士が行うべき手続である。

要点：賃貸借媒介では宅建士の説明が必要となる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q466

宅建士による重要事項説明 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸借の媒介では、重要事項説明は管理担当者なら誰でもよく、宅建士は不要である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：宅建業法上の重要事項説明は、宅建士が行うべき手続である。

要点：賃貸借媒介では宅建士の説明が必要となる。

Q467

宅建士による重要事項説明 / 4択

次のうち、「宅建士による重要事項説明」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 消費者が借主でも、契約書に署名すればどのような不利益条項も必ず有効となる。
2. 入居者の個人情報は管理会社の営業資産なので、本人の同意なく無制限に第三者提供できる。
3. 宅建業者が賃貸借を媒介する場合、宅建士による重要事項説明が必要となる。
4. 賃貸借の媒介では、重要事項説明は管理担当者なら誰でもよく、宅建士は不要である。

答え・解説

正答：3. 宅建業者が賃貸借を媒介する場合、宅建士による重要事項説明が必要となる。

超簡単な解説：宅建業法上の重要事項説明は、宅建士が行うべき手続である。

要点：賃貸借媒介では宅建士の説明が必要となる。

Q468

宅建士による重要事項説明 / 4択

次のうち、「宅建士による重要事項説明」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 改正民法では、敷金返還や原状回復義務に関する基本ルールが明文化されている。
2. 入居申込書や本人確認書類などを扱う場合、個人情報保護法に従った利用目的管理や安全管理が必要となる。
3. 居住用賃貸借で消費者が借主となる場合、消費者契約法により不当条項が問題となることがある。
4. 賃貸借の媒介では、重要事項説明は管理担当者なら誰でもよく、宅建士は不要である。

答え・解説

正答：4. 賃貸借の媒介では、重要事項説明は管理担当者なら誰でもよく、宅建士は不要である。

超簡単な解説：宅建業法上の重要事項説明は、宅建士が行うべき手続である。

要点：賃貸借媒介では宅建士の説明が必要となる。

Q469

個人情報保護法 / ○×

次の記述は正しいか。
入居申込書や本人確認書類などを扱う場合、個人情報保護法に従った利用目的管理や安全管理が必要となる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：賃貸管理では多くの個人情報を扱うため、法令に沿った管理が不可欠である。

要点：入居者情報の取扱いには個人情報保護が関係する。

Q470

個人情報保護法 / ○×

次の記述は正しいか。
入居者の個人情報は管理会社の営業資産なので、本人の同意なく無制限に第三者提供できる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：賃貸管理では多くの個人情報を扱うため、法令に沿った管理が不可欠である。

要点：入居者情報の取扱いには個人情報保護が関係する。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q471

個人情報保護法 / 4択

次のうち、「個人情報保護法」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 入居申込書や本人確認書類などを扱う場合、個人情報保護法に従った利用目的管理や安全管理が必要となる。
2. 入居者の個人情報は管理会社の営業資産なので、本人の同意なく無制限に第三者提供できる。
3. 消費者が借主でも、契約書に署名すればどのような不利益条項も必ず有効となる。
4. 民法には、敷金や原状回復に関する規定は一切存在しない。

答え・解説

正答：1. 入居申込書や本人確認書類などを扱う場合、個人情報保護法に従った利用目的管理や安全管理が必要となる。
超簡単な解説：賃貸管理では多くの個人情報を扱うため、法令に沿った管理が不可欠である。

要点：入居者情報の取扱いには個人情報保護が関係する。

Q472

個人情報保護法 / 4択

次のうち、「個人情報保護法」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 入居者の個人情報は管理会社の営業資産なので、本人の同意なく無制限に第三者提供できる。
2. 建物賃貸借では、更新、解約、定期借家、対抗力などについて借地借家法が重要となる。
3. 改正民法では、敷金返還や原状回復義務に関する基本ルールが明文化されている。
4. 居住用賃貸借で消費者が借主となる場合、消費者契約法により不当条項が問題となることがある。

答え・解説

正答：1. 入居者の個人情報は管理会社の営業資産なので、本人の同意なく無制限に第三者提供できる。
超簡単な解説：賃貸管理では多くの個人情報を扱うため、法令に沿った管理が不可欠である。

要点：入居者情報の取扱いには個人情報保護が関係する。

Q473

消費者契約法 / ○×

次の記述は正しいか。
居住用賃貸借で消費者が借主となる場合、消費者契約法により不当条項が問題となることがある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい
超簡単な解説：消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する条項を規制する。
要点：消費者に一方的に不利益な条項は問題となる。

Q474

消費者契約法 / ○×

次の記述は正しいか。
消費者が借主でも、契約書に署名すればどのような不利益条項も必ず有効となる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り
超簡単な解説：消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する条項を規制する。
要点：消費者に一方的に不利益な条項は問題となる。

Q475

消費者契約法 / 4択

次のうち、「消費者契約法」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 民法には、敷金や原状回復に関する規定は一切存在しない。
2. 居住用賃貸借で消費者が借主となる場合、消費者契約法により不当条項が問題となることがある。
3. 消費者が借主でも、契約書に署名すればどのような不利益条項も必ず有効となる。
4. 建物賃貸借には民法だけが適用され、借地借家法は一切関係しない。

答え・解説

正答：2. 居住用賃貸借で消費者が借主となる場合、消費者契約法により不当条項が問題となることがある。
超簡単な解説：消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する条項を規制する。
要点：消費者に一方的に不利益な条項は問題となる。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q476

消費者契約法 / 4択

次のうち、「消費者契約法」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 消費者が借主でも、契約書に署名すればどのような不利益条項も必ず有効となる。
2. 改正民法では、敷金返還や原状回復義務に関する基本ルールが明文化されている。
3. 共同住宅では、消防設備や避難経路の管理について消防法令が関係することがある。
4. 建物賃貸借では、更新、解約、定期借家、対抗力などについて借地借家法が重要となる。

答え・解説

正答：1. 消費者が借主でも、契約書に署名すればどのような不利益条項も必ず有効となる。

超簡単な解説：消費者契約法は、消費者の利益を不当に害する条項を規制する。

要点：消費者に一方的に不利益な条項は問題となる。

Q477

民法改正 / ○×

次の記述は正しいか。

改正民法では、敷金返還や原状回復義務に関する基本ルールが明文化されている。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：賃貸管理実務では、民法の賃貸借規定を基礎として理解する必要がある。

要点：敷金や原状回復の基本ルールが明文化されている。

Q478

民法改正 / ○×

次の記述は正しいか。

民法には、敷金や原状回復に関する規定は一切存在しない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：賃貸管理実務では、民法の賃貸借規定を基礎として理解する必要がある。

要点：敷金や原状回復の基本ルールが明文化されている。

Q479

民法改正 / 4択

次のうち、「民法改正」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅の火災安全は入居者の自己責任なので、消防法令は管理実務と無関係である。
2. 民法には、敷金や原状回復に関する規定は一切存在しない。
3. 改正民法では、敷金返還や原状回復義務に関する基本ルールが明文化されている。
4. 建物賃貸借には民法だけが適用され、借地借家法は一切関係しない。

答え・解説

正答：3. 改正民法では、敷金返還や原状回復義務に関する基本ルールが明文化されている。

超簡単な解説：賃貸管理実務では、民法の賃貸借規定を基礎として理解する必要がある。

要点：敷金や原状回復の基本ルールが明文化されている。

Q480

民法改正 / 4択

次のうち、「民法改正」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 建物の構造、防火、避難、用途などには建築基準法が関係する。
2. 民法には、敷金や原状回復に関する規定は一切存在しない。
3. 建物賃貸借では、更新、解約、定期借家、対抗力などについて借地借家法が重要となる。
4. 共同住宅では、消防設備や避難経路の管理について消防法令が関係することがある。

答え・解説

正答：2. 民法には、敷金や原状回復に関する規定は一切存在しない。

超簡単な解説：賃貸管理実務では、民法の賃貸借規定を基礎として理解する必要がある。

要点：敷金や原状回復の基本ルールが明文化されている。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q481

借地借家法 / ○×

次の記述は正しいか。
建物賃貸借では、更新、解約、定期借家、対抗力などについて
借地借家法が重要となる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：居住用建物賃貸借では、借地借家法の借主保護
規定が頻出論点である。

要点：建物賃貸借では借地借家法が重要である。

Q482

借地借家法 / ○×

次の記述は正しいか。
建物賃貸借には民法だけが適用され、借地借家法は一切関係し
ない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：居住用建物賃貸借では、借地借家法の借主保護
規定が頻出論点である。

要点：建物賃貸借では借地借家法が重要である。

Q483

借地借家法 / 4択

次のうち、「借地借家法」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸管理では建物を所有していない限り、建築基準法上の視点は一切不要である。
2. 賃貸住宅の火災安全は入居者の自己責任なので、消防法令は管理実務と無関係である。
3. 建物賃貸借では、更新、解約、定期借家、対抗力などについて借地借家法が重要となる。
4. 建物賃貸借には民法だけが適用され、借地借家法は一切関係しない。

答え・解説

正答：3. 建物賃貸借では、更新、解約、定期借家、対抗力など
について借地借家法が重要となる。

超簡単な解説：居住用建物賃貸借では、借地借家法の借主保護
規定が頻出論点である。

要点：建物賃貸借では借地借家法が重要である。

Q484

借地借家法 / 4択

次のうち、「借地借家法」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 建物の構造、防火、避難、用途などには建築基準法が関係する。
2. 賃借人が住宅を民泊利用する場合、賃貸借契約の用途制限や住宅宿泊事業法等の確認が必要となる。
3. 建物賃貸借には民法だけが適用され、借地借家法は一切関係しない。
4. 共同住宅では、消防設備や避難経路の管理について消防法令が関係することがある。

答え・解説

正答：3. 建物賃貸借には民法だけが適用され、借地借家法は一
切関係しない。

超簡単な解説：居住用建物賃貸借では、借地借家法の借主保護
規定が頻出論点である。

要点：建物賃貸借では借地借家法が重要である。

Q485

消防法 / ○×

次の記述は正しいか。
共同住宅では、消防設備や避難経路の管理について消防法令が
関係することがある。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：消防法令は入居者の生命身体保護に直結する。

要点：消防設備・避難管理には消防法令が関係する。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q486

消防法 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸住宅の火災安全は入居者の自己責任なので、消防法令は管理実務と無関係である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：消防法令は入居者の生命身体保護に直結する。

要点：消防設備・避難管理には消防法令が関係する。

Q487

消防法 / 4択

次のうち、「消防法」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸管理では建物を所有していない限り、建築基準法上の視点は一切不要である。
2. 賃借人は住居用物件を借りれば、貸主の承諾なく自由に民泊運営できる。
3. 共同住宅では、消防設備や避難経路の管理について消防法令が関係することがある。
4. 賃貸住宅の火災安全は入居者の自己責任なので、消防法令は管理実務と無関係である。

答え・解説

正答：3. 共同住宅では、消防設備や避難経路の管理について消防法令が関係することがある。

超簡単な解説：消防法令は入居者の生命身体保護に直結する。

要点：消防設備・避難管理には消防法令が関係する。

Q488

消防法 / 4択

次のうち、「消防法」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃借人が住宅を民泊利用する場合、賃貸借契約の用途制限や住宅宿泊事業法等の確認が必要となる。
2. 賃貸借契約や管理受託契約では、反社会的勢力排除条項を設けることが実務上重要である。
3. 賃貸住宅の火災安全は入居者の自己責任なので、消防法令は管理実務と無関係である。
4. 建物の構造、防火、避難、用途などには建築基準法が関係する。

答え・解説

正答：3. 賃貸住宅の火災安全は入居者の自己責任なので、消防法令は管理実務と無関係である。

超簡単な解説：消防法令は入居者の生命身体保護に直結する。

要点：消防設備・避難管理には消防法令が関係する。

Q489

建築基準法 / ○×

次の記述は正しいか。
建物の構造、防火、避難、用途などには建築基準法が関係する。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：管理者は専門設計者ではなくても、違法状態や危険状態を放置しない視点が必要である。

要点：建物の安全性には建築基準法が関係する。

Q490

建築基準法 / ○×

次の記述は正しいか。
賃貸管理では建物を所有していない限り、建築基準法上の視点は一切不要である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：管理者は専門設計者ではなくても、違法状態や危険状態を放置しない視点が必要である。

要点：建物の安全性には建築基準法が関係する。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q491

建築基準法 / 4択

次のうち、「建築基準法」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃借人は住居用物件を借りれば、貸主の承諾なく自由に民泊運営できる。
2. 賃貸管理では建物を所有していない限り、建築基準法上の視点は一切不要である。
3. 建物の構造、防火、避難、用途などには建築基準法が関係する。
4. 反社会的勢力排除条項は、賃貸住宅管理業法や実務とは全く関係がない。

答え・解説

正答：3. 建物の構造、防火、避難、用途などには建築基準法が関係する。

超簡単な解説：管理者は専門設計者ではなくても、違法状態や危険状態を放置しない視点が必要である。

要点：建物の安全性には建築基準法が関係する。

Q492

建築基準法 / 4択

次のうち、「建築基準法」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸管理では建物を所有していない限り、建築基準法上の視点は一切不要である。
2. 賃貸借契約や管理受託契約では、反社会的勢力排除条項を設けることが実務上重要である。
3. 賃貸住宅管理戸数が一定規模以上の賃貸住宅管理者は、賃貸住宅管理業の登録が必要である。
4. 賃借人が住宅を民泊利用する場合、賃貸借契約の用途制限や住宅宿泊事業法等の確認が必要となる。

答え・解説

正答：1. 賃貸管理では建物を所有していない限り、建築基準法上の視点は一切不要である。

超簡単な解説：管理者は専門設計者ではなくても、違法状態や危険状態を放置しない視点が必要である。

要点：建物の安全性には建築基準法が関係する。

Q493

住宅宿泊事業法 / ○×

次の記述は正しいか。

賃借人が住宅を民泊利用する場合、賃貸借契約の用途制限や住宅宿泊事業法等の確認が必要となる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：民泊利用は近隣トラブルや用途違反につながるため、契約と法令の確認が必要である。

要点：民泊利用は契約・法令確認が必要である。

Q494

住宅宿泊事業法 / ○×

次の記述は正しいか。

賃借人は住居用物件を借りれば、貸主の承諾なく自由に民泊運営できる。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：民泊利用は近隣トラブルや用途違反につながるため、契約と法令の確認が必要である。

要点：民泊利用は契約・法令確認が必要である。

Q495

住宅宿泊事業法 / 4択

次のうち、「住宅宿泊事業法」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 反社会的勢力排除条項は、賃貸住宅管理業法や実務とは全く関係がない。
2. 賃借人は住居用物件を借りれば、貸主の承諾なく自由に民泊運営できる。
3. 賃貸住宅を200戸以上管理していても、管理者登録は任意であり法的義務はない。
4. 賃借人が住宅を民泊利用する場合、賃貸借契約の用途制限や住宅宿泊事業法等の確認が必要となる。

答え・解説

正答：4. 賃借人が住宅を民泊利用する場合、賃貸借契約の用途制限や住宅宿泊事業法等の確認が必要となる。

超簡単な解説：民泊利用は近隣トラブルや用途違反につながるため、契約と法令の確認が必要である。

要点：民泊利用は契約・法令確認が必要である。

左：問題 右：答え＋超簡単な解説

Q496

住宅宿泊事業法 / 4択

次のうち、「住宅宿泊事業法」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅管理戸数が一定規模以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業の登録が必要である。
2. 賃貸住宅管理業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。
3. 賃借人は住居用物件を借りれば、貸主の承諾なく自由に民泊運営できる。
4. 賃貸借契約や管理受託契約では、反社会的勢力排除条項を設けることが実務上重要である。

答え・解説

正答：3. 賃借人は住居用物件を借りれば、貸主の承諾なく自由に民泊運営できる。

超簡単な解説：民泊利用は近隣トラブルや用途違反につながるため、契約と法令の確認が必要である。

要点：民泊利用は契約・法令確認が必要である。

Q497

反社排除 / ○×

次の記述は正しいか。

賃貸借契約や管理受託契約では、反社会的勢力排除条項を設けることが実務上重要である。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：1. 正しい

超簡単な解説：不動産管理では、入居審査や契約解除事由として反社排除の確認が行われる。

要点：契約実務では反社会的勢力排除が重要である。

Q498

反社排除 / ○×

次の記述は正しいか。

反社会的勢力排除条項は、賃貸住宅管理業法や実務とは全く関係がない。

選択肢

1. 正しい
2. 誤り

答え・解説

正答：2. 誤り

超簡単な解説：不動産管理では、入居審査や契約解除事由として反社排除の確認が行われる。

要点：契約実務では反社会的勢力排除が重要である。

Q499

反社排除 / 4択

次のうち、「反社排除」について正しいものはどれか。

選択肢

1. 賃貸住宅を200戸以上管理していても、管理業者登録は任意であり法的義務はない。
2. 反社会的勢力排除条項は、賃貸住宅管理業法や実務とは全く関係がない。
3. 賃貸借契約や管理受託契約では、反社会的勢力排除条項を設けることが実務上重要である。
4. 賃貸住宅管理業の登録は一度受ければ永久に有効である。

答え・解説

正答：3. 賃貸借契約や管理受託契約では、反社会的勢力排除条項を設けることが実務上重要である。

超簡単な解説：不動産管理では、入居審査や契約解除事由として反社排除の確認が行われる。

要点：契約実務では反社会的勢力排除が重要である。

Q500

反社排除 / 4択

次のうち、「反社排除」について誤っているものはどれか。

選択肢

1. 反社会的勢力排除条項は、賃貸住宅管理業法や実務とは全く関係がない。
2. 賃貸住宅管理戸数が一定規模以上の賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅管理業の登録が必要である。
3. 賃貸住宅管理業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。
4. 賃貸住宅管理業者は、営業所または事務所ごとに業務管理者を置く必要がある。

答え・解説

正答：1. 反社会的勢力排除条項は、賃貸住宅管理業法や実務とは全く関係がない。

超簡単な解説：不動産管理では、入居審査や契約解除事由として反社排除の確認が行われる。

要点：契約実務では反社会的勢力排除が重要である。